

## 2020年個別指導

# 3月末まで歯科で再指導3件

高点数による指導は行われず

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年度個別指導は春から夏にかけては実施されていないことを本紙でお知らせして

### 【医科】

11/11(水)	新規個別指導	2件
11/19(木)	新規個別指導	2件
11/25(水)	新規個別指導	2件
12/16(水)	新規個別指導	2件
1/21(木)	新規個別指導	1件
1/27(木)	新規個別指導	1件

きました。その後、年度末までのスケジュールが開示され、実施状況が判明しました。今年度指導件数は、当初集団的個別指導・診療所55、病院5、個別指導診療所28、病院5を選定していましたが、厚労省も実施件数を緩和した通知を发出していたことも相俟って、新規指定医中心に行われます。

### 【歯科】

11/17(火)	新規個別指導	3件
11/20(金)	新規個別指導	3件
12/ 3(木)	新規個別指導	2件
12/ 8(水)	新規個別指導	2件
12/22(金)	個別指導・新規個別指導	2件
1/19(水)	新規個別指導	3件
2/ 2(火)	個別指導・新規個別指導	1件

医科では個別指導は行われず、歯科は3医療機関での個別指導が実施されます。この間の開示請求文書で3医療機関での再指導が予定されていたことから、昨年の個別指導結果の「再指導」を優先させています。よって高点数による個別指導は行われ

れません。なお、来年度の選定については情報入手次第お知らせします。但し、新規指定医の個別指導は行われませ

## 個別指導に同行する弁護士を紹介します

個別指導への弁護士同行は、医療機関の不備を擁護するためのものではなく、行われている指導が行政手続法や指導大綱に沿ったものなのか、監査との峻別がなされているのか、などを法的な側面からサポートするためです。すでに20件あまりの同行実績がありますし、厚労省も保険医の権利

ので該当の先生はお早めの準備が必要です。算定要件への疑問やカルテ記載など、不安な点は協会事務局までお問い合わせください。

として、弁護士の同行を認めています。

### ■ 帯同費用

1回5万5千円(税込み、事前の打ち合わせ及び相談を含む。郡部・離島は別途交通費等)

※協会にお申し込みいただき、担当弁護士と調整の上、協会から紹介することとなります。

※無断転載禁止